

# 第三次上田市環境基本計画策定業務委託 仕様書

## 1 業務名称

第三次上田市環境基本計画策定業務委託

## 2 業務の目的

上田市（以下「本市」という。）では、上田市環境基本条例（平成 19 年 4 月 1 日施行）に基づき、良好な地域環境の保全に資する環境施策を総合的に推進することを目的とし、平成 20 年 3 月に上田市環境基本計画を策定、平成 30 年 3 月に第二次上田市環境基本計画（以下「現行計画」という。）を策定した。

現行計画の計画期間が令和 9 年度をもって終了するにあたり、本市の環境の保全等に関する基本的な計画である「第三次上田市環境基本計画（以下「第三次計画」という。）」を策定することを目的とする。

## 3 業務期間

契約締結日から令和 10 年 2 月 29 日まで  
（令和 8 年度-令和 9 年度債務負担行為）

## 4 計画改定の基本方針

- (1) 現行計画の内容及び評価等を踏まえつつ、本市における現在の環境の状況等の分析結果や社会情勢の変化等を勘案した計画とすること。
- (2) 国や県の関連する計画の内容を勘案しつつ、市の特性に合わせた計画とすること。
- (3) 市が策定している「第三次上田市総合計画」との整合を図りつつ、市の関連計画の環境関連施策とも整合・連携させた計画とすること。
- (4) 市民、事業者と行政の共働による施策の推進という考えを踏まえること。
- (5) 施策評価について、評価方法を提案するとともに、分かりやすく、把握しやすい指標を用いるなど、点検・評価・改善しやすいものとする。
- (6) 計画期間は、令和 10（2028）年度から令和 19（2037）年度までの 10 年間とすること。

## 5 業務内容

### (1) 既存計画の整理

第三次計画の策定にあたり、現行計画の内容を整理し、整合を図ること。

### (2) 基礎的事項の検討

計画策定にあたり、本市の地域特性を十分に把握し、本計画の基礎的事項を以下の項目について検討する。

#### ア 計画策定の背景

計画策定に当たって、国、県及び本市の環境関連法令、計画との関係を整理し基本計画の必要性について検討する。

#### イ 計画の基本理念

自然環境の保全、豊かな環境の恵みの享受と将来世代へ継承、自然との共生と環境への負荷が少ない社会の構築、持続可能な社会を目指した基本理念を検討する。また、市民や事業者にとっても分かりやすいものとする。

#### ウ 計画の目的

基本理念の実現及び本市における地域環境の将来を見据えた計画の目的を検討する。

#### エ 計画の位置づけ

環境基本計画を「環境分野の総合計画」として位置づけ、国・県が推進する環境基本計画及び上田市総合計画や他の各種計画等との整合性を図る。

#### オ 計画の対象範囲

計画の対象となる範囲を検討する。

#### カ 計画策定の体制

環境基本計画は、広範囲にわたる環境の保全に関する施策の方向性を定めるものであるため、策定にあたっては全庁的な取組体制を構築する。また、計画実施にあたっては、市民や事業者の協力が欠かせないものとなるため、計画策定にあたって、市民や事業者の関与の仕方について本市と協議する。

### (3) 環境の現況調査及び課題の抽出

既存資料の収集・整理により、本市の地域特性を把握するとともに、環境の現況について整理・解析を行い、課題を抽出する。また、自然的環境については、必要に応じて現況調査を実施する。

#### ア 現行計画の総括

現行計画の進捗状況等

#### イ 地域特性の把握

位置及び面積、地形・地質、気象、人口動態、産業、土地利用、都市計画等

#### ウ 社会的環境の現状と課題

廃棄物（廃棄物の減量と資源再利用の促進等）、化学物質（ダイオキシン類やP R T R制度等）、資源（リサイクルや省エネルギー等）

#### エ 自然的環境の現状と課題

既存資料の収集・整理により現況を把握する。動物（哺乳類、鳥類、両生類・虫類、水生生物、昆虫類）、植物、生態系

#### オ 生活環境の現状と課題

既存資料の収集・整理により現況を把握する。大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、土壌汚染

#### カ 快適環境の現状と課題

緑地（公園・緑地・街路樹等）、景観（森林現況等）、水辺（河川・湖沼等）、文化（文化財・歴史的構造物・遺跡等）

#### キ 地球環境の現状と課題

地球温暖化対策、オゾン層保護対策、エネルギー問題

#### ク 環境への取組の現状と課題

環境行政、N P Oや民間団体等

### (4) 市民の意識動向の把握（アンケート調査）

市の環境や気候変動に対する現状認識や取組状況、環境施策に対するニーズ等を把握するため、市民、事業者等を対象にアンケートを実施する。

調査対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民：2,000件（無作為抽出による市内在住の満18歳以上）</li><li>・事業所：200社</li><li>・小中学校：12校（350人程度）</li></ul>
作業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・調査の企画・立案</li><li>・調査票の作成（WEB回答フォーム含む）</li><li>・調査票データの納品</li><li>・調査結果の集計及び分析</li></ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"><li>・調査票の項目は、30問以内とする。</li><li>・WEBシステムでの回答を可能とすること。</li><li>・調査票の印刷及び封入、発送は市が行う。また、発送及び返送に伴う経費は市が負担する。</li><li>・調査対象の抽出は、市が行うものとする。</li></ul>

### (5) 第三次上田市環境基本計画基礎調査報告書の作成

各項目の検討内容をもとに、第三次上田市環境基本計画基礎調査報告書を作成すること。

## (6) 骨子案の作成

基礎的事項及び施策体系の見直しを行い、施策の方向性を含めて骨子として取りまとめる。

### ア 望ましい環境像及び基本目標の検討

基礎調査の結果等をふまえ、本市が目指すべき環境ビジョン及び施策大綱案の作成、検討手法についての提言を行う。

### イ 施策大綱等の見直し

#### ① 施策調査

基礎調査の結果等をふまえ、市の目指すべき将来像を達成するための環境施策体系の整理と具体的取組の取りまとめを行う。また、庁内で検討された施策案に対する助言を行う。

なお、環境施策は、環境部門に限らず、都市計画や産業・農業・観光振興、学校教育など、さまざまな部門の連携により執行されることとなることから、部門連携をふまえた横断的な施策を検討すること。

#### ② 環境指標の見直し

関連する事業の指標等を参考に、国の昨今の動向をふまえながら施策の実施状況を検証するための環境指標の検討を行う。また、庁内において検討された環境指標案に対する助言を行う。

### ウ 主体別行動指針、環境配慮指針の見直し

本市が目指す環境ビジョンを実現するために、住民・事業者が推進すべき取組の検討を行う。また、環境審議会での検討内容に対する助言を行う。

### エ 進行管理手法の検討

環境施策の実現と各指標項目の推進について、適切な事業推進が行われるための進行管理手法を整理、提案する。

## (7) 第三次上田市環境基本計画案の作成・取りまとめ

基礎調査結果や課題、環境ビジョン、施策大綱、環境施策、主体別行動指針、進行管理手法等を取りまとめ、計画案の作成を行う。また、環境審議会やパブリックコメントにおける要望や意見を踏まえて、計画案の修正を行う。

## (8) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントで寄せられた市民からの意見を取りまとめ、回答案を作成する。また、市のHPや広報等で公表するための関連資料の作成を行う。

## (9) 第三次上田市環境基本計画の策定

計画案を基に、第三次上田市環境基本計画を完成させる。また、住民への普及啓発用として概要版を作成する。

## (10) 環境審議会及び庁内調整会議の実施運営支援

環境審議会及び庁内調整会議の開催にあたり、会議資料の作成と説明及び検討結果のとりまとめ、一部運営支援を行う。ただし、参加方法については、WEB参加を可とする。

- ・環境審議会への資料作成及び支援（初年度2回程度、次年度3回程度を想定）
- ・庁内環境会議への資料作成及び支援（各年度2回程度を想定）
- ・検討事項の整理及び議事録の作成

## (11) 打合せ・協議

本業務の遂行にあたっては、関係職員との協議（5回程度）に基づき進めるものとする。また、打合せ及び協議の都度、議事録を作成し、提出するものとする。

## 6 成果品

### (1) 基礎調査関連

内容	数量
(1) 第三次上田市環境基本計画基礎調査報告書	正副各1部
(2) その他資料（打合せ・協議議事録等）	正副各1部
(3) (1)～(2)の電子データ（PDF、Word等）	一式

### (2) 計画策定関連

内容	数量
(1) 環境基本計画（A4、約120頁、表紙カラー、本文4色）	500部
(2) 概要版（A4、約16頁、表紙カラー、本文4色）	1,000部
(3) 第三次環境基本計画策定業務 業務報告書	正副各1部
(4) その他資料（打合せ・協議議事録等）	正副各1部
(5) (1)～(4)の電子データ（PDF、Word等）	一式

## 7 その他留意事項

- ・受託業者は、業務の着手にあたり、本市の契約約款に定めるもののほか、着手届、主任技術者届及びその経歴書、工程表、その他必要書類を提出すること。
- ・本市が必要であると認めた場合は、本市と受託業者による協議により、業務内容を変更する。
- ・受託業者は業務完了後、速やかに業務完了届を提出し、本市の検査を受け業務の検査に合格後、本仕様書に指定された提出書類一式を納品し、本市の検査員の検査合格をもって業務の完了とする。
- ・受託業者は、本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして中立性を厳守すること。
- ・受託業者は、関係する官公署との協議を必要とするとき、又は、協議を求められた場合は誠意を持ってこれに当たり、この内容を遅滞なく本市に報告する。
- ・受託業者は業務実施に当たり、関連する法令、条例等を遵守する。
- ・本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受託業者が行うが、現在、本市が所有し、業務に活用し得る資料はこれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料は、そのリストを作成の上、本市に提出し、業務完了とともに返却すること。
- ・本業務の仕様書、記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合、速やかに本市と協議し、意図を十分に理解し業務を遂行すること。

## 8 スケジュール（案）

以下のスケジュールは参考であり、業務の遂行にあたり、効果的かつ効率的なスケジュールを提案すること。

令和 8 年 4 月上旬～	公告、業者選定
令和 8 年 6 月上旬	契約締結予定
令和 8 年 7 月上旬～	令和 8 年度業務着手 ※環境審議会への意見聴取、庁内連絡会議の実施
令和 9 年 3 月下旬	基礎調査報告書提出
令和 9 年 4 月～	令和 9 年度業務着手 ※環境審議会への意見聴取、庁内連絡会議の実施
令和 9 年 11 月～12 月頃	パブリックコメント
令和 10 年 1 月頃	環境審議会（最終報告）
令和 10 年 2 月末日	成果品納品、業務完了

以上